



三重県尾鷲市がオーガニックビレッジ宣言を行いました

農林水産省は、有機農業の生産から消費まで一貫し地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）の創出に取り組む市町村を支援しています。

有機農業の産地化を進める三重県尾鷲市は、令和4年度からみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用した取り組みを実施し、令和6年1月20日に「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。

尾鷲市は、有機農業の専門家による技術指導や消費者理解の醸成などの取り組みを進め、ネイチャーポジティブな『漁業と林業と有機農業のまち』を目指しています。

漁業と林業と有機農業のまち 尾鷲市



「漁業と林業のまち」として栄えた本地域では、60年ほど前は甘夏栽培が一世を風靡し、伝統野菜の「虎の尾」など、野菜や米も多く栽培されていました。しかし、甘夏はデコポンなど優良品種の登場により儲からなくなっていき、それにより後継者も育たなくなり、以前の農業の勢いは徐々になくなってしまいました。

こうした背景のもと、令和4年3月に、気候変動対策とネイチャーポジティブを同時に解決するための行動の規範としての「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

農業の分野においては、農地が地域の文化や自然環境を未来へ伝える場としても更に発展するよう取組を進めていくために、「道法スタイル」という肥料を一切使わない有機農法を取り入れ、今ある甘夏や虎の尾など現存の農産物の付加価値を高めることに加え、新しい品種の栽培にも挑戦することになりました。

農地面積が少ない中で農家の所得向上を達成するためには、高付加価値の農産物の生産に力を入れていく必要があると思われ、尾鷲市をネイチャーポジティブな「漁業と林業と有機農業のまち」にすることを決意し、ここに「オーガニックビレッジ」を宣言します。

令和6年1月20日

尾鷲市長 加藤 幸彦

尾鷲市オーガニックビレッジ宣言文

※虎の尾：尾鷲特産の青唐辛子。虎のしっぽに似ていることが由来。
※道法スタイル：植物ホルモンを最大限に活かした農法。



有機農業で栽培した特産「甘夏」を手に記念撮影の様子

尾鷲市の宣言の詳細はこちら⇒



お問合せ先 生産部 生産技術環境課 TEL 052-746-1313

J-クレジット制度において農業分野の方法論に基づく排出削減量がクレジットとして認証されました

第58回J-クレジット制度認証委員会において、「水稻栽培における中干し期間の延長」、「家畜排せつ物管理方法の変更」、「バイオ炭の農地施用」の方法論に基づくクレジットが認証を受けました。このうち、「中干し期間の延長」「家畜排せつ物管理方法の変更」は初めての認証であり、今後クレジットとして売買が可能になります。

農業分野の方法論に基づくJ-クレジットの取り組み例

〔水田栽培における中干し期間の延長：プログラム型〕



クレジットのメリット

クレジットの売買に伴い、クレジット創出者（農林漁業者）には、販売による副収入、購入者（企業）には、企業活動に伴う温室効果ガスの削減、社会全体には気候変動の緩和等のメリットが生まれ、環境と経済の好循環を実現します。

農林水産分野のJ-クレジット制度についてはこちらをご覧ください（農林水産省Webサイト）⇒



お問合せ先 企画調整室 TEL 052-223-4610

環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施が始まります

農林水産省は、令和6～8年度の試行実施を経て、全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取り組みの実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとしています。
 これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける際は、環境負荷低減の取り組みの実践が必須となります。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）の基本方針に示された農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取り組みに基づいた、最低限の内容を実施いただくものです。



各種支援に当たり、環境負荷低減の最低限の取組を要件化（＝クロスコンプライアンス）



環境負荷低減のクロスコンプライアンスの実施方法（イメージ）

チェックシートを用いて、以下の3点を試行的に実施します。

- ①事業申請時に取り組む内容をチェックして提出
- ②事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出
- ③報告検査時等に抽出方式で報告内容の確認

※令和6年度から①に限定して試行的に実施します。
 令和9年度を目標に本格実施を予定しています。

①事業申請時（申請書等※の一部として提出）		②報告時（報告書等※の一部として提出）		③報告内容の確認 国や自治体等が、完了検査等の際に報告内容の聞き取り等により確認。 受益農家の抽出や事後確認実施の頻度等を確認。
申請時（します）	報告時（しました）	申請時（します）	報告時（しました）	
（1）適正な施肥				
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料を適正に保管	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	↑
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
事業申請時に、各項目を読み、事業期間中に取り組む（します）内容を確認し、チェックを付けて提出。（該当する項目は全てチェック）				
報告時に、実際に取り組んだ（しました）内容にチェックを付けて提出。（該当する項目は全てチェック）				

試行実施：R6年度～

詳細を検討後、試行実施：R7年度～

詳しくはこちら（農林水産省Webサイト） →



お問合せ先 企画調整室 TEL 052-223-4610

みどり投資促進税制が2年延長されます！

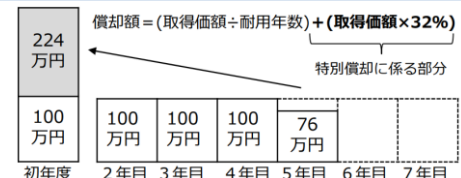
環境負荷低減事業活動の認定（みどり認定）を受けた農林漁業者が、基盤確立事業実施計画の認定を受けた対象機械等を導入した場合、諸条件はありますが「設備投資の際の所得税・法人税の優遇措置」が受けられ、導入当初の税負担が軽減できます（特別償却：機械等32%、建物等16%）。
 この優遇措置が、昨年12月に閣議決定された「令和6年度税制改正大綱」で2年延長され、令和8年3月31日まで活用いただけます。詳細は東海農政局Webサイトをご覧ください。

法人税における特例のイメージ ※特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合があります

法人税 = (益金 - 損金(償却額)) × 税率
 ⇒特別償却により、導入当初において、通常の償却額に一定額を上乗せした償却が認められます。

なお、特例の適用は租税特別措置法の規定により、令和8年3月31日までの間に、認定実施計画に基づき対象機械等を取得し、当該事業の用に供した場合に限られます。

約700万円の機械を導入時の特別償却（32%）



対象となる機械等の要件

- メーカーが国の認定を受けた、化学肥料・化学農薬の使用を低減させる機械または事業活動の安定に不可欠な設備等
- 10年以内に販売されたモデルであり、取得価額が100万円以上



密閉縦型コンポスト



水田用除草機

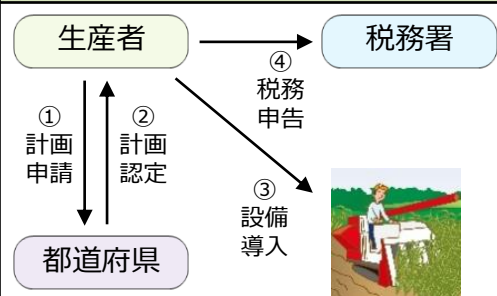


マニアスプレッド (堆肥散布機)



排液リサイクルシステム

手続イメージ



←東海農政局Webサイト「みどりの広場」はこちら
 国の認定を受けた機械一覧、みどり投資促進税制およびみどり認定に関するチラシやパンフレット等を掲載しています。

お問合せ先
 生産部 生産振興課
 TEL 052-223-4622

官庁街フードドライブで集めた食品をフードバンク活動団体へ寄付しました

SDGs に設定されている食料の損失・廃棄の削減に貢献する取り組みとして、東海農政局は2月14日に名古屋市、愛知県、環境省中部地方環境事務所と連携し、「官庁街フードドライブ」を同時に開催しました。名古屋市の「三の丸官庁街」に勤務する職員などが持ち寄った缶詰やレトルト食品、精米など482点（111kg）を、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋に届けました。

フードドライブとは、家庭にある手つかずの食品を持ち寄り、まとめてフードバンク活動団体や地域の福祉施設などに寄付する活動です。食品ロスの削減や食料を必要とする人々への支援につながる取り組みであり、最近では、スーパー等の小売店舗やスポーツイベント等でも実施されています。

ー官庁街フードドライブの場合ー

“もったいない”



東海農政局会場の様子



東海農政局会場で集められた食品

フードドライブ、食品ロスに関する情報は、こちらをご覧ください



お問合せ先
経営・事業支援部 食品企業課
TEL 052-746-6430

「令和5年度鳥獣対策優良活動表彰」の受賞者が決定しました

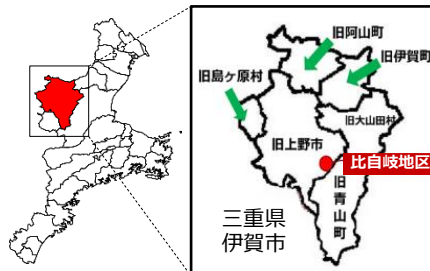
農林水産省は、毎年、鳥獣被害防止や捕獲した鳥獣の食肉（ジビエ）の活用等に取り組み、地域に貢献している個人や団体を表彰する「鳥獣対策優良活動表彰」を実施しています。

この度、東海農政局管内（岐阜県・愛知県・三重県）の「比自岐（ひじき）地区獣害対策協議会」（三重県伊賀市）が、被害防止部門（団体）で農村振興局長賞を受賞しました。

農村振興局長賞（被害防止部門（団体））

比自岐（ひじき）地区獣害対策協議会
（三重県伊賀市）

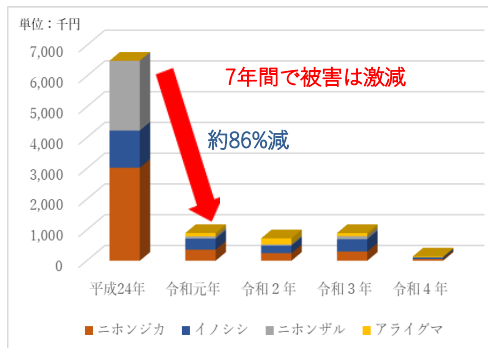
主な取り組み



大型捕獲檻と遠隔操作システム

平成20年に三重県伊賀市の比自岐地区住民自治協議会内に「比自岐地区獣害対策協議会」が設立され、3集落の全世帯が一体となって定期的な侵入防止柵の点検と補修作業を行うほか、ICTを活用した地域一体的な活動を維持するため、研修会や機関誌による情報発信により知識を浸透させ、住民自らが集落を守る意識を醸成。

- 侵入防止柵の維持管理は、3集落全世帯参加（144戸）の当番制で実施。
- 平成26年から27年にICT（遠隔操作システム）を活用した大型捕獲檻で加害レベルの高いサルの群れの個体数調整に成功し、被害はほぼ皆無。
- 平成29年に大型捕獲檻とICTの活用によるシカの捕獲を開始。



比自岐地区における農作物被害金額の推移

お問合せ先 農村振興部 農村環境課 TEL 052-223-4631

「ノウフク・アワード2023」受賞団体が決定しました



農林水産省は、農福連携に取り組んでいる優れた事例を「ノウフク・アワード」として表彰し、全国への普及を推進しています。

令和5年度に実施した「ノウフク・アワード2023」は、応募のあった198団体の中から、24団体が受賞し、東海農政局管内（岐阜県・愛知県・三重県）からは3団体が受賞しました。

優秀賞

株式会社LSふぁーむ（岐阜県岐阜市）



主力商品のベビーリーフ



生産した野菜を原料にした餃子

柱やパイプがないエアドーム式農業ハウス

障害者の自立支援と雇用創出を目的に農業に参入。荒廃農地の再生による耕作面積の拡大と労働力確保による新作物の栽培等を実現。新商品を開発し、地域イベントへ出店・販売することで生産や販売意欲が向上。これまでにグループ内の就労継続支援A型事業所から6名が企業等への一般就労に移行。

- 平均賃金月額は約6万7千円（平成23年）から約8万円（令和5年）に増加。
- 農地面積は20ha（平成23年）から42ha（令和5年）に増加。
- エアドーム式ハウス導入により障害者の怪我のリスクを軽減。夏場の熱中症対策として冷風扇やミストを設置。

優秀賞

社会福祉法人まつさか福祉会 多機能型事業所 八重田ファーム（三重県松阪市）



ASIA GAP 認証いちご



ナバナの収穫作業

紅はるかを焼き芋にし、フルーツと組み合わせたツートンジャム

ハウスでのいちご栽培を中心とした農作業を通年で実施。県内の障害福祉サービス事業所で初めて、いちご生産でASIA GAP認証を取得。高品質ないちごを生産することで、県農業の担い手として期待。

- いちごの品質が認められ、平成30年には国際線機内食にも採用。
- 就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃月額は取組当初の約2万5千円（平成27年度）から約3万8千円（令和5年度）に増加。
- 農地面積が25a（平成30年度）から3ha（令和5年度）に増加。

フレッシュ賞

全国農業協同組合連合会岐阜県本部（岐阜県岐阜市）



岐阜県ブランド『美濃娘』



いちご農家から効率的なパック詰め方法を学ぶ

農業分野で障害者が活躍できる場の創出を目指し、直接雇用型の農福連携事業に取り組み、障害者のいちご栽培技能およびコミュニケーション能力の向上を実現。岐阜県のブランドいちご「美濃娘」を栽培し地産地消に貢献。

- 栽培の知識・技術向上に伴い、栽培面積が5a（令和3年）から10a（令和4年）に増加。
- 市場出荷パック数が約6,000パック（令和3年）から14,600パック（令和4年）に増加。
- 定期的に個別面談やメンタルミーティングを開き、精神状態の確認と安定就業に繋げるケアを実施。



みんなで耕そう

ノウフク

「ノウフク・アワード2023」受賞24団体の概要はこちらです
(ノウフクWEB：一般社団法人 日本基金)
<https://noufuku.jp/award/award2023/result/>



お問合せ先 農村振興部 都市農村交流課 TEL 052-223-4630

<編 集> 東海農政局 企画調整室 TEL 052-223-4610

<Webサイト> <https://www.maff.go.jp/tokai/>

東海農政局



「食・農びっくあっぷ」メールマガジンの登録はこちら